

## 第 393 回静岡地方最低賃金審議会

### 議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 5 日（月） 10 時 00 分から 10 時 53 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定について 2 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について 3 特定最低賃金の改正決定について（諮問） 4 その他		
議事要旨	本会議は、 <b>公開・非公開</b>		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>静岡県最低賃金専門部会における</p> <p>「現行の時間額 984 円から 50 円引上げ、1,034 円とする。発効日は令和 6 年 10 月 1 日とする。</p> <p>本年の答申に当たっては、中小企業の支払能力を高めるため、価格転嫁対策の更なる取組強化、中小企業の継続的な生産性向上に向けた支援、ワーキングプアの問題への幅広い対策の検討、年収の壁問題への対応が必要不可欠であり、これらについて国に対し措置を講じるよう強く要望することを付記する。</p> <p>令和 4 年 10 月 5 日発効の静岡県最低賃金（時間額 944 円）は令和 4 年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。」</p> <p>との結論について、本審議会で採決したところ、会長を除く出席委員 14 名中、賛成 9 名、反対 5 名であったため、同専門部会報告内容が本審議会の結論となり、同報告内容とおりの答申がなされた。</p> <p>これにより、本日、答申内容について意見公示し、令和 6 年 8 月 20 日まで異議の受付を行う旨事務局より説明があった。</p> <p>2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</p> <p>次の 3 件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について審議された。</p> <p>静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金</p> <p>静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>労働者側代表委員発言要旨</p> <p>必要性あり。</p> <p>地賃が大幅に引き上がったが、産業の魅力を上げるために賃金は重要なファク</p>			

ター。3 業種は製造業であり、大手が上げている中、人手確保のため引上げが必要。

使用者側代表委員発言要旨

今年は必要性ありとする。

各産別の協定のカバー率、地賃のここ 4、5 年の引上げに対する追随性、( 答申どおり地賃が決定した場合 ) 全 3 特賃が地賃を下回ることになる厳しい状況を踏まえて、今後どうしたらいいかも含めて議論したい。

なお、地賃について大幅な引上げ結果となったが、この 3 日間で企業の取り巻く環境が激変した。企業業績は景気に左右されるので心配。

審議の結果、3 件とも、全会一致で改正審議の必要性を認める答申がなされた。

### 3 特定最低賃金の改正決定について ( 諮問 )

上記 2 のとおり答申があった 3 件の特定最低賃金の改正決定について、静岡労働局長が諮問を行った。

これにより、各特定最低賃金専門部会を設置することとなり、本日、各専門部会の委員の推薦公示と関係者の意見聴取公示を行う旨事務局より説明があった。

### 4 その他

事務局より、次回審議会は、8 月 21 日午前 10 時 00 分から静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室で行う旨説明があった。